

[ 別紙 2 ]

## 論文審査の結果の要旨

申請者氏名    いん てつゆう  
                         尹 哲友

---

朝鮮半島と接する中国間島地域には 19 世紀末以降に朝鮮人が移住し始め、朝鮮人社会を形成していった。朝鮮(韓国)の保護国化の後、日本領事館と韓国統監府(後には朝鮮総督府)は朝鮮人の保護を名目として、間島への外交的・行政的干渉を強化していった。本研究は、牛疫に対する両国の対策に焦点を当てることで、1910 年代から 20 年代にかけての中国官憲と日本側(日本領事館、朝鮮総督府)との対立関係の具体像を明らかにした。その上で、間島朝鮮人社会の対応に関しても分析を行った。

19 世紀後半、満洲に対する封禁政策の緩和により、ロシア、モンゴルの牛疫が満洲に伝播し、やがて朝鮮、日本にも伝った。満洲の東南部に位置する間島にも 19 世紀後半から牛疫が発生しはじめた。間島は地理的にロシア、中国、朝鮮国境の三角地帯に位置しており、牛疫が頻発した。

1913 年、間島の局子街付近の村落に牛疫が流行したため、中国官憲は朝鮮総督府獣医を囑託して、防疫を開始した。中国官憲が総督府獣医を囑託した背景には岩永覚重・在局子街日本領事分館主任の勧誘があった。日本領事館が間島防疫に参加したことで間島行政に対する発言力が高くなり、干渉の程度も高まった。道尹・陶彬は吉林都督に日本側から「内政の干渉」を受けていると報告している。結局、陶彬は国家主権を守ることを優先に考えて囑託獣医を解雇した。

1913 年の牛疫発生の後、中国官憲は緊急的な防疫措置の実施と牛疫防疫の「制度化」に乗り出した。またその過程で、日本・ロシア領事館の支援を得た。つまり、当時間島の中国官憲は、外国から制度と技術を直輸入するかたちで防疫体制確立の第一歩を踏み出したのであった。翌 14 年から、中国官憲による自主的な牛疫防疫が始まった。しかし、その防疫体制には穴が多く、その後数年間、間島には牛疫の発生が絶えなかった。その際一番問題になったのは警察の職務怠慢により牛疫の発見が遅れることであつた。また吉林省財政の緊迫により、防疫費が慢性的に不足していたことも、間島の防疫体制が不全に陥った原因の一つになっていた。

1920 年代日本は朝鮮への牛疫の侵入を防ぎ、間島朝鮮人を懐柔する目的で、間島の防疫に介入した。当初(1921 年)は「共同計画」によって、防疫の第 1 線を牛疫の侵入口である他県と間島の境界に設定して、外部からの獣疫の侵入を遮断しようとした。つまり、間島を一つの独立した事業対象地域とみなして、間島域内の獣疫の終息を政

策目標とした。しかし、朝鮮総督府からの支援を得られず、1年後に「予防計画」へと修正がなされた。「予防計画」は「牛疫ノ鮮内侵入防遏及在住鮮農保護」を目標として、朝鮮との境界に防疫の第1線において、間島の防疫よりも朝鮮への牛疫の侵入防止を優先した。これにより間島を朝鮮の防疫帯とする防疫計画が制定されたのである。

1923年から日本による牛疫防疫は本格化した。しかし、間島における日本の防疫は豆満江沿岸に偏った防疫であったため、他県から間島への牛疫の侵入を阻止できず、間島における牛疫の発生は1925年まで増加傾向にあった。1920年代後半、朝鮮総督府は中国との境界に牛疫免疫地帯を構成し、朝鮮への牛疫侵入防止をさらに強化した。そして、間島においても豆満江沿岸に免疫地帯を設置し、牛疫ワクチンを接種した。朝鮮総督府獣疫血清製造所の蛸崎千春技師が不活化ワクチンの開発に成功したことにより、このような大規模的な免疫地帯を構成することができるようになった。また日本は防疫における朝鮮人民会の業務を拡大し、防疫を処理する機関として位置づけて、朝鮮人に対する統制を強化した。

日本側が懐柔政策を通じて朝鮮人に対する統制を強化する一方で、中国警察の朝鮮人農民に対する弾圧もエスカレートしていった。民会の対日協力、日本の勢力拡張に対して危機感を感じた中国側は、その危険をとり除くため朝鮮人を排斥しようとしたのである。1920年代前半は末端警察による自発的な反発が殆どであったのに対して、1920年代後半には、中国側が政策的な手法を用いて、日本側の防疫を阻止し、朝鮮人と日本の関係を遮断しようとした。日本と中国官憲との狭間で、間島における朝鮮人は政治的な地位を弱体化させていった。

以上、本研究においては、おもに日本外交資料館および中国档案館の史料を綿密に比較検討しつつ、間島における牛疫防疫をめぐる中・日政府間の対立関係および間島朝鮮人の対応について明らかにした。この分析成果は、学術上、応用上資するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。